

参考資料4「特定公園施設整備に求めるもの」

■ 都市公園に設置することが出来る公園施設は、都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に定められている。

分類 公園施設の種類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけばき 日陰だな 噴水 水流	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 ラダー 砂場	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所	門 さく 管理事務所 詰所 倉庫 車庫	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設]
	池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	その他これらに類するもの（※1）		徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戸用電車 野外ダンス場 リハビリテーション用運動施設 ポート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪	バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪	自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの（※1）	荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの（※1）	材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場（廃棄物再生利用施設を含む） くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設（環境への負荷の低減に資するもの） その他これらに類するもの（※1）	[ハリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※ [] 内は省令で定めている施設 □：特定公園施設として求めるもの（必須） □：特定公園施設として提案してよいもの（任意） ※補助対象施設に限る
		日陰面積A=105m以上		その他これらに類するもの（※1）		その他これらに類するもの（※1）		赤字：補助対象施設	
		その他これらに類するもの		その他これらに類するもの（※1）		遺跡等（※2）（古墳、城跡等）			
	休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めることができる。（都市公園事業費補助の対象にはならない。）				これらに附属する工作物（観覧席、シャワー等）				

※1 補助対象となる「その他これらに類するもの」は補助対象施設に位置付けられた公園施設にのみ適用される。

※2 補助対象は、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（認定歴史的風致維持向上計画にその新設又は改築が定められたものに限る。）